

**県南圏域移住者等交流会開催事業
企画・運営等業務
仕様書**

令和7年3月

岩手県 県南広域振興局経営企画部

この「仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「県南圏域移住者等交流会開催事業企画・運営等業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の目的

県南広域振興局では、「いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランー地域振興プランー」において、関係人口の拡大や、移住者及び移住希望者の受入環境の整備など、人口減少対策に重点的に取り組むこととしている。

本事業では、仕事や暮らしにおいて広域的な生活圏が形成されている県南圏域※の特性を踏まえ、当該圏域への移住者や転勤者等の転入者（以下、「移住者等」という。）が、移住者等同士でつながりながら地域コミュニティの中でいきいきと暮らすことができるとともに、転勤等で当圏域から転出していても引き続き関わり続けてもらえるよう、移住者等を参加者とした交流会を開催する。

※ 県南圏域とは、花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、西和賀町、金ケ崎町、平泉町の5市3町のエリアを指す。

2 委託業務の内容等

本業務の委託内容について、次に掲げる各項目が効果的かつ円滑に運営されるよう企画提案を行うこと。なお、業務の性質上、当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項で本業務を遂行するために必要となる事項はすべて実施すること。

(1) 移住者等を対象とした交流会の開催

県南圏域への移住者等を対象とした交流会を開催すること。

ア 内容

(ア) 交流会の各回にテーマを設定して開催すること。テーマは県南圏域で暮らす上で魅力となるもの（例：食・伝統工芸・自然等）から選定することとし、テーマに沿った現地での体験（例：まち歩き・ハイキング・収穫体験）や、地域の「キーパーソン」※との交流など、移住者等が地域への関心を高め、地域の人々との関わりを持ち続けることができる内容とすること。テーマ及び企画内容は提案事項とする。

※「キーパーソン」とは、以下の者で現在県南地域に居住し、又は就業している者とする。

- ・ 地域の魅力を熟知し、当圏域で生活することの魅力を発信することが可能な者（例：地元ガイド、地域おこし協力隊員）
- ・ 既存住民とのネットワークを生かし、既存住民と移住者等とのつながりを創出することが可能な者（例：カフェの店主、まちづくり団体）
- ・ 移住者の困りごとや悩みごと等を理解し、相談対応等当圏域での生活をサポートすることが可能な者（例：Uターン就農者、移住コーディネーター）

- (イ) 参加者同士のつながりを構築するため、各回必ず参加者同士が交流する時間を設けること。なお、参加者同士が円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、十分なサポートを行うこと。
- (ウ) 開催にあたっては、管内市町や関係機関と十分に連携すること。効果的に実施するために、市町や関係機関が実施する交流会と共催することも可能とする。

イ 開催回数・開催方法等

- (ア) 計4回程度開催し、各回の参加者定員は10名を目安とすること（実際の参加者は10名以上になることが望ましい）。
- (イ) 開催方法は集合形式を基本とし、効果的な実施方法及びスケジュールを提案すること。
- (ウ) 会場は県南圏域の市町から選定することとし、花巻市、北上市、金ケ崎町、平泉町の4市町が含まれるよう設定すること。また、公共交通機関の利便性に配慮するなど、開催地以外の市町に居住している者も参加可能な設定とすること。
- (エ) 飲食代等の実費相当分を参加費として参加者負担を求めることも可能とする。
- (オ) できるだけ多く参加者を得られるよう、十分な周知期間を設け、各種媒体を通じて効果的な広報を実施すること。

ウ 対象者

県南圏域への移住者等を対象とすること。テーマに応じて、参加対象者の属性等を限定することや既存住民及び県南圏域への移住を検討中の者を対象者に含めることも可能とすること。なお、参加者の設定及びその意図等についても提案すること。

なお、参加対象者の属性等を限定する場合は、全ての回で同じ属性等とならないようにすること。

エ 留意事項

- ・ 受託者は、県や関係機関と連携しながら、企画立案、会場確保、日程調整、開催案内、当日の運営、参加者アンケートの実施・集計など、交流会全体を総括し、開催に当たって必要な業務の一切を行うこと。
- ・ その他、交流会が円滑に実施できるよう適切な運営に努めること。

(2) アンケート等の実施・分析

当事業の参加者向けに交流会の満足度や要望等のアンケートを実施し、結果をとりまとめること。

取りまとめにおいては、県が事業の効果を把握し、今後の事業等に生かすことができるような内容とすること。

(3) 自由提案（任意）

本業務実施に際し、(1)に加え、本業務の目的に合致した効果的な企画があれば提案すること。なお、自由提案の実施に要する経費は企画コンペ実施要領「2(4)委託料の上限額」の範囲内とする。

(4) 成果品

本仕様書の内容に従い、全ての業務の完了後は、(1)、(2)の実績等をまとめた実施報告書を提出すること。

報告書には、交流会の実施内容、記録写真、参加者からのアンケート結果、今後の事業実施に係る提案（効果的な交流会の開催方法や参加者主体での交流会の開催に向けた手法等）、業務実施に要した経費等を記載すること。

(5) その他、事業の実施に必要な業務全般

ア 契約締結後、速やかに県と打ち合わせ、履行スケジュール、執行体制の調整を行うこと。

イ 県の指示に従い、定期打ち合わせ及び必要に応じ随時打ち合わせを行うこと。

3 契約に関する条件

(1) 個人情報の保護

ア 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

イ 受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者及び当該業務に従事する者を指定し、県に報告すること。

ウ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

エ 受託者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受託業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならない。

オ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合がある。

カ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、県は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があること。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち管理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

また、受託者が委託する第三者についても、「企画コンペ実施要領」中、「3 参加者の資格に関する事項」に定める参加資格の要件(2)から(7)を満たすものとする。

(4) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

イ 県は、上記「(3)再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(5) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物並びに資料及びその利用に関する著作権、所有権等については、原則として委託料の支払の完了をもって受託者から県に移転するものとする。

ただし、成果物を本業務以外で使用する等、契約によりがたい事案が生じた場合は、その都度協議しなければならない。

(6) 備品等の取扱い

本業務の実施に必要となる機械・器具の購入等については、原則としてリース又はレンタルでの対応とする。

(7) その他

本業務の実施に当たり本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うこと。